

議案第 17 号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、小学校体育館冷暖房設備を全ての小学校において利用できるようにするとともに、夏季における小中学校の体育館冷暖房設備の使用料の特例を設けるため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成 12 年三好町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考を次のように改める。

備考 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間の使用料は 2 分の 1 とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りでない。 別表第2 (第6条関係) 表 略 <u>備考</u> 7月1日から9月30日までの間の使用料は2分の1とする。	
	別表第2 (第6条関係) 表 略 <u>備考</u> 小学校体育館冷暖房設備を利用することができる市立学校は、天王小学校、三吉小学校、三好丘小学校及び緑丘小学校とする。